

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十九号

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

(奈良県手数料条例の一部改正)

第一条 奈良県手数料条例(平成十二年三月奈良県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項から十五の項までを次のように改める。

一か ら十 五ま で	削除			
---------------------	----	--	--	--

別表第一の十六の項中「消防法」の下に「(昭和二十三年法律第八十六号)」を加え、同表二十の項を次のように改める。

二十	削除			
----	----	--	--	--

別表第一の二十四の二の項を削り、同表三百五の項中

査	牛のヨーネ病検 二百五
---	----------------

に改め、同表三百十一の項中「二千

十円	を	査	牛のヨーネ病検 五百円
----	---	---	----------------

八百元」を「二千九百元」に改める。

別表第二の七の二の項の次に次のように加える。

七の 保育士試験	児童福祉法施行令第二十一条の 規定に基づく保育士試験の全部 の免除の申請に対する審査	二千四百円	免除申請 のとき。
二の 全部免除申 請手数料			

別表第二の八の項中「一万六千五百円」を「一万七千九百円」に改める。

(奈良県行政財産使用料条例の一部改正)

第二条 奈良県行政財産使用料条例（昭和三十九年三月奈良県条例第四十二号）の一部

を次のように改正する。

別表の一の表中「一、八〇〇円」を「二、八五〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、
一八〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、八八〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、
一四〇円」に、
八〇〇円 を 八二

〇円 に改める。

別表の二の表を次のように改める。

種別	単位				金額
	所在地				
第一種電柱	地 第二級	一〇円	六		
	地 第三級	三〇円	四		
	地 第四級	六〇円	三		
	地 第五級	一〇円	三		
	摘要	組立鉄柱			

地下
工事
物

外径が〇・ 七メートル 以上一メー トル未満の もの	外径が〇・ 四メートル 以上〇・七 メートル未 満のもの	外径が〇・ 三メートル 以上〇・四 メートル未 満のもの	外径が〇・ 二メートル 以上〇・三 メートル未 満のもの	一五メー トル以上〇・ 二メートル 未満のもの	
長さ一メ ートルに つき一年					
六	三〇円 三	三〇円 二	三〇円 一	九八円	六六円
四	三〇円 二	六〇円 一	九三元	七〇円	四六円
三	九〇円 一	三〇円 一	七六円	五七円	三八円
三	七〇円 一	二〇円 一	六七円	五〇円	三四円

郵便差出箱及び信書便差出箱	標識		1メートル以上のもの
	一本につき	き一年	
一個につき	八	七〇円	六〇円
四	六	二〇円	六〇円
二	五	一〇円	八〇円
二	四	五〇円	四〇円
	標灯、標柱その他これらに類するもの		

別表の二の表の注4を同表の注5とし、同表の注1から同表の注3までを同表の注2から同表の注4までとし、同表の注2の前に次のように加える。

1 第二級地、第三級地、第四級地及び第五級地に該当する区域は、次の表のとおりとする。

第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
奈良市、大和高田市、大和郡山市、橿原市、生駒市、香芝市、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、田原本町、上牧町、王寺町、広陵町及び河合町の区域	天理市、桜井市、葛城市、平群町及び三宅町の区域	五條市、御所市、高取町、明日香村及び大淀町の区域	宇陀市、山添村、曾爾村、御杖村、吉野町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村の区域

(奈良県文化会館条例の一部改正)

第三条 奈良県文化会館条例（昭和四十三年四月奈良県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の表を次のように改める。

別表第一の一の二の表を次のように改める。

多 目 的 室	和 室		集 会 室					特 別 集 会 室	第 三 会 議 室	第 二 会 議 室	第 一 会 議 室	小 ホ ー ル		施設区分 / 使用区分	
	う ね び	か す が	F	E	D	C	B					A	そ の 他		日 曜 日 及 休 日
四、四二〇円	一、四四〇円	一、四四〇円	一、一三〇円	一、一三〇円	一、一三〇円	一、一三〇円	三、〇八〇円	三、〇八〇円	一〇、三八〇円	三、〇八〇円	三、〇八〇円	三、〇八〇円	一〇、四九〇円	一一、八二〇円	午前 前 午前九時 から正午 まで
四、四二〇円	二、〇五〇円	二、〇五〇円	一、六四〇円	一、六四〇円	一、六四〇円	一、六四〇円	四、〇一〇円	四、〇一〇円	一三、七八〇円	四、〇一〇円	四、〇一〇円	四、〇一〇円	一三、七八〇円	一五、六三〇円	午後 後 午後一時 から午後 五時まで
六、五八〇円	三、四九〇円	三、四九〇円	二、七七〇円	二、七七〇円	二、七七〇円	二、七七〇円	七、〇九〇円	七、〇九〇円	二四、一六〇円	七、〇九〇円	七、〇九〇円	七、〇九〇円	二四、二七〇円	二七、四五〇円	午前・午後 午前九時 から午後 五時まで
四、四二〇円	二、三六〇円	二、三六〇円	一、八五〇円	一、八五〇円	一、八五〇円	一、八五〇円	四、七三〇円	四、七三〇円	一六、一四〇円	四、七三〇円	四、七三〇円	四、七三〇円	一八、三〇〇円	二二、三九〇円	夜 間 午後六時 から午後 九時三十 分まで
六、五八〇円	三、九〇〇円	三、九〇〇円	二、八八〇円	二、八八〇円	二、八八〇円	二、八八〇円	八、七四〇円	八、七四〇円	二六、二二〇円	八、七四〇円	八、七四〇円	八、七四〇円	三二、〇八〇円	三七、〇二〇円	午後・夜間 午後一時 から午後 九時三十 分まで
八、三三〇円	四、五二〇円	四、五二〇円	三、〇八〇円	三、〇八〇円	三、〇八〇円	三、〇八〇円	一〇、五九〇円	一〇、五九〇円	三〇、三四〇円	一〇、五九〇円	一〇、五九〇円	一〇、五九〇円	三七、三三〇円	四四、二二〇円	全 日 午前九時 から午後 九時三十 分まで
													マイク一 組、平机 一卓及び いす三脚 の使用を 含む。	摘 要	

別表第一の一の3の表を次のように改める。

研究 室	展示室											特別展示室		施設区分	使用区分
	E			D			C			B		A			
	その他	日曜日、 び休日	土曜日、 日曜日及 び休日	その他	日曜日、 び休日	土曜日、 日曜日及 び休日	その他	日曜日、 び休日	土曜日、 日曜日及 び休日	その他	日曜日、 び休日	土曜日、 日曜日及 び休日			
二、三六〇円	一〇、六九〇円	一一、〇三〇円	一一、六〇〇円	二五、二〇〇円	一〇、六九〇円	一一、〇三〇円	一〇、六九〇円	一一、〇三〇円	一一、〇三〇円	一〇、六九〇円	一一、〇三〇円	一〇、六九〇円	一一、〇三〇円	午後四時まで	午前・午後 午前九時から
二、三六〇円	七、八一〇円	一〇、五九〇円	一五、八四〇円	二二、一一〇円	七、八一〇円	一〇、五九〇円	七、八一〇円	一〇、五九〇円	一〇、五九〇円	七、八一〇円	一〇、五九〇円	七、八一〇円	一〇、五九〇円	分まで	夜間 午後五時から 午後九時三十
三、六〇〇円	一五、二二〇円	一九、六四〇円	三〇、八五〇円	四一、一四〇円	一五、二二〇円	一九、六四〇円	一五、二二〇円	一九、六四〇円	一九、六四〇円	一五、二二〇円	一九、六四〇円	一五、二二〇円	一九、六四〇円	分まで	全日 午前九時から 午後九時三十
	パネル六枚、受付机一卓、平机一卓、いす四脚、彫塑台七台及び飾付金具一式の使用を含む。			パネル二十八枚、受付机一卓、平机一卓、いす四脚、彫塑台七台及び飾付金具一式の使用を含む。			パネル十六枚、受付机一卓、平机一卓、いす四脚、彫塑台七台及び飾付金具一式の使用を含む。			パネル十枚、受付机一卓、平机一卓、いす四脚、彫塑台七台及び飾付金具一式の使用を含む。			展示ケース六台、受付机一卓、平机一卓、いす四脚及び飾付金具一式の使用を含む。		摘 要

別表第二の一の表を次のように改める。

(奈良県立民俗博物館条例の一部改正)

第四条 奈良県立民俗博物館条例(昭和四十九年十月奈良県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表大人の項中「大人」を「一般」に改め、同表小人の項を削り、同表の備考1中「、高等学校」を削り、「これらに」を「これに」に改め、「生徒及び」を削り、同表の備考2を削り、同表の備考3を同表の備考2とする。

(奈良県立万葉文化館条例の一部改正)

第五条 奈良県立万葉文化館条例(平成十三年三月奈良県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「六二、五〇〇円」を「六四、二八〇円」に、「五二、〇〇〇円」を「五三、四八〇円」に、「四一、五〇〇円」を「四二、六八〇円」に、「三四、五〇〇円」を「三五、四八〇円」に、「四、六〇〇円」を「四、七三〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「二四、六八〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二〇、五七〇円」に改める。

(奈良県立図書館条例の一部改正)

第六条 奈良県立図書館条例(平成十七年三月奈良県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表中「六、三〇〇円」を「六、四八〇円」に、「八、四〇〇円」を「八、六四〇円」に、「一四、七〇〇円」を「一五、一二〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、一八〇円」に、「一四、四〇〇円」を「一四、八二〇円」に、「二〇、七〇〇円」を「二一、三〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇九〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、一一〇円」に、「七、〇〇〇円」を「七、二〇〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、六七〇円」に、「六、六〇〇円」を「六、七八〇円」に、「九、六〇〇円」を「九、八七〇円」に、「三五〇円」を「三六〇円」に、「一時間につき七〇〇円」を「一時間につき七二〇円」に改める。

(奈良県立学校における授業料等に関する条例の一部改正)

第七条 奈良県立学校における授業料等に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の二号を加える。

三 高等学校(全日制課程) 年額 十一万八千八百円

四 高等学校（定時制課程）

- ア 単位制による課程以外のもの 年額 三万二千四百円
 イ 単位制による課程であるもの 一単位 千七百四十円

第二条第二項中「の授業料」の下に「（第一項第四号イに係るものを除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）第十二条第一項の規定により県立高等学校の通信制の課程に在学する生徒が県立高等学校の定時制の課程において一部の科目を履修する場合の当該履修に係る授業料の額は、一単位につき千七百四十円とする。

第二条に次の一項を加える。

4 年度の中途において入学し、退学し、若しくは転学した者又は休学した者の授業料（第一項第四号イに係るものに限る。）の額は、一単位につき、同号イに規定する授業料の額の十二分の一に相当する額（前期又は後期のみ履修する科目にあつては、六分の一に相当する額）にその者が当該年度中において現に在学した月数（前期又は後期のみ履修する科目にあつては、当該前期又は後期に在学した月数）を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げた額）とする。

第三条中「授業料」の下に「（前条第一項第四号イ及び第二項に係るものを除く。）」を加え、同条の表に次のように加える。

高等学校（全日制課程）	四万九千五百円	三万九千六百元	二万九千七百元
高等学校（定時制課程のうち前条第一項第四号アに係るものに限る。）	一万三千五百円	一万八百元	八千百元

第三条に次の二項を加える。

- 2 授業料（前条第一項第四号イに係るものに限る。）は、次の期に分ち、学校の長の指定する期日に納付しなければならない。

前 期	後 期
年額の十二分の六に相当する額（前期のみで修得する単位に係る授業料については、その年額）	年額の十二分の六に相当する額（後期のみで修得する単位に係る授業料については、その年額）

- 3 授業料（前条第二項に係るものに限る。）は、学校の長の指定する期日に納付しなければならない。

第四条の次に次の一条を加える。

（通信教育受講料の額等）

- 第四条の二** 通信教育受講料（以下この条において「受講料」という。）の額は、一単位につき年額三百三十六円とする。

- 2 高等学校通信教育規程第十二条第二項の規定により県立高等学校の定時制の課程に在学する生徒が県立高等学校の通信制の課程において一部の科目を履修する場合の当該履修に係る受講料の額は、一単位につき年額三百三十六円とする。

- 3 受講料は、学校の長の指定する期日に納付しなければならない。ただし、学校の長の承認を得て分割納付することができる。

- 4 知事は、必要があると認めるときは、受講料を減免することができる。

- 5 既納の受講料は、還付しない。ただし、知事が必要があると認めるときは、この限りでない。

第九条の次に次の一条を加える。

（奈良県立大学シニアカレッジの受講料の額等）

- 第十条** 奈良県立大学の公開講座のうち奈良県立大学シニアカレッジの受講料（以下この条において「受講料」という。）の額は、一科目につき一万円とする。

- 2 受講料は、学校の長の指定する期日に納付しなければならない。

- 3 第四条の二第四項及び第五項の規定は、受講料について準用する。

（奈良県保健所使用料、手数料及び治療料条例の一部改正）

第八条 奈良県保健所使用料、手数料及び治療料条例（昭和二十六年六月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表中「一万三千元」を「一万三千三百七十円」に、「二千七百元」を「二千七百七十円」に、「一通につき 千元」を「一通につき 千二十円」に改める。

（奈良県保健研究センター及び奈良県景観・環境総合センター手数料条例の一部改正）

第九条 奈良県保健研究センター及び奈良県景観・環境総合センター手数料条例（昭和三十一年四月奈良県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表の一の1中「四千六百元」を「四千七百三十円」に、「一万五千百元」を「一万五千五百三十円」に改め、同表の一の2中「一万三千八百円」を「一万四千百九十円」に、「一万六千六百元」を「一万七千七十円」に改め、同表の一の3中「三万八千九百元」を「四万十円」に、「三千四百円」を「三千四百九十円」に、「一万二千五百円」を「一万二千八百五十円」に改め、同表の一の4中「一万四千四百円」を「一万千七百二十円」に改め、同表の一の5中「三万四千元」を「三万四千九百七十円」に、「五千五百円」を「五千六百五十円」に改め、同表の一の6中「七千六百元」を「七千八百十円」に改め、同表の一の7中「四千八百円」を「四千九百三十円」に、「九千九百元」を「一万百八十円」に改め、同表の一の8中「二千元」を「二千五百円」に、「三千百元」を「三千百八十円」に改め、同表の二の1中「六千九百元」を「七千九十円」に、「千八百円」を「千八百五十円」に、「四千二百円」を「四千三百二十円」に、「五千九百元」を「六千六十円」に、「四千二百円」を「四千三百十円」に、「四万四千元」を「四万五千二百五十円」に、「三万二千元」を「三万二千九百十円」に、「三千五百円」を「三千六百元」に、「三万六千四百円」を「三万七千四百四十円」に改め、同表の二の2中「一万二百円」を「一万四百九十円」に、「八千四百円」を「八千六百四十円」に、「千六百元」を「千六百四十円」に、「四千二百円」を「四千三百二十円」に、「五万二千三百円」を「五万三千七百九十円」に、「五千三百円」を「五千四百五十円」に、「三万六千四百円」を「三万七千四百四十円」に、「五千九百元」を「六千六十円」に改め、同表の二の3中「一万五百円」を「一万八百元」に、「八千九百元」を「九千五百五十円」に、「千六百元」を「千六百四十円」に、「四千二百円」を「四千三百二十円」に、「五万二千三百円」を「五万二千三百四十円」に、「四千二百円」を「四千三百二十円」に、「五千三百円」を「五千三百九十円」に、「三万六千四百円」

を「三万七千四百四十円」に、「五千九百円」を「六千六十円」に改め、同表の二の4中「四千二百円」を「四千三百二十円」に、「千八百円」を「千八百五十円」に、「三万二千元」を「三万二千九百十円」に、「三千五百円」を「三千六百円」に改め、同表の二の5を削り、同表の九中「千円」を「千百三十円」に改め、同表の十一中「千二百円」を「千二百三十円」に改める。

(奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例の一部改正)

第十条 奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例(昭和四十七年三月

奈良県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表他の病院又は診療所からの文書による紹介のない患者(緊急その他やむを得な

い事情のある者を除く。)に対する加算料の項を削り、同表中

特室	A室	B室	C室
一日につき	一日につき	一日につき	一日につき

を

A室	C室
一日につき	一日につき

き	一八、九〇〇円
き	七、五〇〇円
き	四、九〇〇円
き	一、九〇〇円
七、七二〇円	

に、「一通につき 四、九〇〇円

」を「一通につき 五、〇四〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五七〇円」に改め、同表駐車場使用料の項を削り、同表の注中「財団法人日本医療機能評価機構（平成七年七月二十七日に財団法人日本医療機能評価機構という名称で設立された法人をいう）」を「公益財団法人日本医療機能評価機構」に改める。

（奈良県精神保健福祉センター条例の一部改正）

第十一条 奈良県精神保健福祉センター条例（昭和六十三年七月奈良県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表中「四、九〇〇円」を「五、〇四〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五七〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、三三〇円」に改める。

（奈良県薬事研究センター条例の一部改正）

第十二条 奈良県薬事研究センター条例（平成十五年三月奈良県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表の一の1及び2中「三千六百元」を「三千七百元」に改め、同表の一の3中「二千五百円」を「二千五百七十円」に改め、同表の一の4中「三千五百円」を「三千六百元」に、「六千七百元」を「六千八百九十円」に、「一項目につき 六千三百円」を「一項目につき 六千四百八十円」に、「三千六百元」を「三千七百元」に、「三千八百円」を「三千九百元」に、「五千八百円」を「五千九百六十円」に、「一万九千四百円」を「一万九千四百八十円」に、「一万八千円」を「一万八千六百円」に、「六千八百円」を「六千九百九十円」に、「八千八百円」を「九千五百円」に、「一万六千三百円」を「一万六千七百六十円」に、「一万六千九百円」を「一万七千三百八十円」に改め、同表の二中「千百元」を「千百三十円」に改める。

（橿原公苑使用条例の一部改正）

第十三条 橿原公苑使用条例（昭和二十七年七月奈良県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表公苑本館の部中「二、三〇〇円」を「二、三七〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、六七〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、八〇〇円」に、「四、九〇〇円」を「五、〇四〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、二三〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四四〇円」に、「一、九〇〇円」を「一、九五〇円」に改め、同表相

撲場の部中「一、二〇〇円」を「一、二三〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、八五〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に改め、同表弓道場の部中「二、〇〇〇円」を「二、〇六〇円」に、「二、九〇〇円」を「二、九八〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、六〇〇円」に、「四、九〇〇円」を「五、〇四〇円」に改め、同表陸上競技場の部中「一一、〇〇〇円」を「一一、三一〇円」に、「二四、六〇〇円」を「二五、〇二〇円」に、「一八、三〇〇円」を「一八、八二〇円」に、「二五、六〇〇円」を「二六、三三〇円」に、「二一、九〇〇円」を「二二、五二〇円」に、「二九、三〇〇円」を「三〇、一四〇円」に、「三六、六〇〇円」を「三七、六四〇円」に、「五一、二〇〇円」を「五二、六六〇円」に、「三二、九〇〇円」を「三三、八四〇円」に、「四三、九〇〇円」を「四五、一五〇円」に、「五四、九〇〇円」を「五六、四六〇円」に、「七六、八〇〇円」を「七八、九九〇円」に、「六六、〇〇〇円」を「六七、八九〇円」に、「八八、〇〇〇円」を「九〇、五一〇円」に、「一一〇、〇〇〇円」を「一一三、一四〇円」に、「一五四、〇〇〇円」を「一五八、四〇〇円」に、「九九、〇〇〇円」を「一〇一、八三〇円」に、「一二一、〇〇〇円」を「一二四、七四〇円」に、「一六五、〇〇〇円」を「一六九、七一〇円」に、「二三〇、〇〇〇円」を「二三六、五七〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、四七〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、三九〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、二一〇円」に、「五、七〇〇円」を「五、八六〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、八五〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五七〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、一八〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、四二〇円」に改め、同表野球場の部中「四、九〇〇円」を「五、〇四〇円」に、「六、六〇〇円」を「六、七八〇円」に、「八、三〇〇円」を「八、五三〇円」に、「一一、五〇〇円」を「一一、八二〇円」に、

六〇〇円	九〇〇円	一、一〇〇円
------	------	--------

「	一、五〇〇円	」
を		「
	六二〇円	九二〇円
	一、一三〇円	一、

五四〇円

に改め、同表柔剣道場の部中「一、八〇〇円」を「一、八五〇円」に、

」

「二、四〇〇円」を「二、四七〇円」に、「二、九〇〇円」を「二、九八〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三二〇円」に改め、同表体育館の部中「九、八〇〇円」を「一〇、〇八〇円」に、「一三、〇〇〇円」を「一三、三七〇円」に、「一五、七〇〇円」を「一六、一四〇円」に、「二二、八〇〇円」を「二二、四五〇円」に、「一九、六〇〇円」を「二〇、一六〇円」に、「二六、〇〇〇円」を「二六、七四〇円」に、「三一、四〇〇円」を「三二、二九〇円」に、「四五、六〇〇円」を「四六、九〇〇円」に、「二九、三〇〇円」を「三〇、一四〇円」に、「三九、一〇〇円」を「四〇、二一〇円」に、「四六、九〇〇円」を「四八、二四〇円」に、「六八、四〇〇円」を「七〇、三五〇円」に、「六九、三〇〇円」を「七一、二八〇円」に、「九二、四〇〇円」を「九五、〇四〇円」に、「一一〇、九〇〇円」を「一一四、〇六〇円」に、「一六一、七〇〇円」を「一六六、三二〇円」に、「一二〇、〇〇〇円」を「一二三、四三〇円」に、「一五九、九〇〇円」を「一六四、四六〇円」に、「一九二、〇〇〇円」を「一九七、四八〇円」に、「二七九、九〇〇円」を「二八七、八九〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、六七〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、五〇〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三二〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、

一七〇円

」に、「一、二〇〇円」を「一、二三〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、

六五〇円」に、「一、九〇〇円」を「一、九五〇円」に、

「二、八〇〇円

」を

「二、八八〇円

」に、

「一、七〇〇円

」を

「一、七五〇円

」に、

「二、三〇〇円」を「二、三六〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、七七〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、一一〇円」に、「につき五〇〇円」を「につき五一〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に、「四、九〇〇円」を「五、〇四〇円」

に、「五、八〇〇円」を「五、九六〇円」に、「八、五〇〇円」を「八、七四〇円」に、「一〇、八〇〇円」を「一一、一一〇円」に、「一四、三〇〇円」を「一四、七〇〇円」に、「一七、八〇〇円」を「一八、三〇〇円」に、「二五、一〇〇円」を「二五、八一〇円」に改め、同表庭球場の部中「四、二〇〇円」を「四、三二〇円」に、「五、六〇〇円」を「五、七六〇円」に、「六、八〇〇円」を「六、九九〇円」に、「九、八〇〇円」を「一〇、〇八〇円」に、「八、四〇〇円」を「八、六四〇円」に、「一一、二〇〇円」を「一一、五二〇円」に、「一三、六〇〇円」を「一三、九八〇円」に、「一九、六〇〇円」を「二〇、一六〇円」に改め、同表の注4中「二二、六〇〇円」を「二三、二四〇円」に、「一五、一〇〇円」を「一五、五三〇円」に、「七、五〇〇円」を「七、七一〇円」に、「四、五〇〇円」を「四、六二〇円」に改め、同表の注5中「七、〇〇〇円」を「七、二〇〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、一四〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、一一〇円」に改め、同表の注6中「あつては千円」を「あつては千二十円」に、「二千円」を「二千五十円」に、「四千円」を「四千百十円」に改め、別表の三の表中「九六〇円」を「九八〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四四〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五四〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に改める。

(奈良県立公園条例の一部改正)

第十四条 奈良県立公園条例(昭和二十九年四月奈良県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表中「五六〇円」を「三一〇円」に、「八六〇円」を「四八〇円」に、「一、二〇〇円」を「六五〇円」に、「一本につき一年 八〇〇円」を「一本につき一年 四五〇円」に、「四、九〇〇円」を「五、〇四〇円」に、「七〇〇円」を「七二〇円」に改める。

(奈良県中小企業会館条例の一部改正)

第十五条 奈良県中小企業会館条例(昭和五十三年十月奈良県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「一三、〇〇〇円」を「一三、三七〇円」に、「一九、九〇〇円」を「二〇、四六〇円」に、「二七、八〇〇円」を「二八、五九〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、八〇〇円」に、「五、三〇〇円」を「五、四五〇円」に、

七、

八〇〇円

を

八、〇二〇円

に、「一、八〇〇円」を「一、八五〇円」に、

「二、七〇〇円」を「二、七七〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三二〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に、「四、七〇〇円」を「四、八三〇円」に、「七、一〇〇円」を「七、三〇〇円」に改め、同表の二の表中「一二、〇〇〇円」を「一二、三四〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「二四、六八〇円」に、「三六、〇〇〇円」を「三七、〇二〇円」に、「一六、五〇〇円」を「一六、九七〇円」に、「三三、〇〇〇円」を「三三、九四〇円」に、「四九、五〇〇円」を「五〇、九一〇円」に改める。

(奈良県産業振興総合センター手数料条例の一部改正)

第十六条 奈良県産業振興総合センター手数料条例(昭和三十九年三月奈良県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表の一の1中「千八百円」を「千八百五十円」に改め、同表の一の2中「五千八百円」を「五千九百六十円」に改め、同表の二の1中「千円」を「千二十円」に改め、同表の二の2中「四千四百円」を「四千五百二十円」に改め、同表の二の3中「八百円」を「八千三百三十円」に改め、同表の二の4中「四千元」を「四千百十円」に改め、同表の二の5中「四千四百円」を「四千五百二十円」に、「六千元」を「六千七百十円」に、「七千七百円」を「七千九百二十円」に、「二千三百円」を「二千三百六十円」に、「四千六百円」を「四千七百三十円」に改め、同表の二の6中「一試料につき 千八百円」を「一試料につき 千八百五十円」に、「千円」を「千百三十円」に、「四千八百円」を「四千九百三十円」に、「四千元」を「五千四十円」に、「一試料一項目につき 千八百円」を「一試料一項目につき 千八百五十円」に改め、同表の二の7中「一試料一項目につき 千八百円」を「一試料一項目につき 千八百五十円」に、「千二百円」を「千二百三十円」に、「三千五百円」を「三千六百円」に、「三千八百円」を「三千九百円」に、「千九百円」を「千九百五十円」に、「二千円」を「二千五十円」に、「千三百円」を「千三百三十円」に、「千六百元」を「千六百四十円」に改め、同表の二の8中「千六百元」を「千六百四十円」に、「千三百円」を「千三百三十円」に改め、同表の二の9中「一試料一項目につき 千

二百円」を「一試料一項目につき 千二百三十円」に、「三千二百九十円」を「三千八百円」を「三千九百円」に、「千五百円」を「千五百四十円」に改め、同表の二の10の(一)中「千二百円」を「千二百三十円」に改め、同表の二の10の(二)及び(三)中「四千二百円」を「四千三百二十円」に改め、同表の二の11の(一)の(1)中「千八百円」を「千八百五十円」に改め、同表の二の11の(一)の(2)中「コンクリート以外のもの」を「コンクリート以外のもの(万能試験機を使用する場合に限る。)」に、「二千七百元」を「三千四百円。ただし、一試料ごとに千七百元を加算する。」に改め、同表の二の11の(一)に次のように加える。

- (3) コンクリート以外のもの(万能試験機以外を使用する場合に限る。)

別表の二の11の(二)中「千六百元」を「千六百四十円」に、「五千九百円」を「六千六十円」に改め、同表の二の11の(三)中「八百二十円」を「八百二十円」に、「千六百元」を「千六百四十円」に改め、同表の二の12の(一)中「千二百円」を「千二百三十円」に、「二千四百円」を「二千四百六十円」に、「四千三百円」を「四千四百二十円」に、「一試料一項目につき 千四百円」を「一試料一項目につき 千四百四十円」に、「三千八百円」を「三千九百円」に改め、同表の二の12の(二)中「四千四百円」を「四千五百二十円」に改め、同表の二の12の(三)を削り、同表の二の12の(四)中「一試料一項目につき 千二百円」を「一試料一項目につき 千二百三十円」に、「三千二百円」を「三千二百九十円」に、「千八百円」を「千八百五十円」に改め、同表の二の12の(四)を同表の二の12の(三)とし、同表の二の12の(五)を削り、同表の二の12の(六)中「二千八百円」を「二千八百八十円」に、「三千九百円」を「四千十円」に改め、同表の二の12の(六)を同表の二の12の(四)とし、同表の二の12の(七)中「千六百元」を「千六百四十円」に、「二千九百円」を「二千九百八十円」に、「三千九百円」を「四千十円」に、「四千二百円」を「四千三百二十円」に改め、同表の二の12の(七)を同表の二の12の(五)とし、同表の二の12の(八)を同表の二の12の(六)とし、同表の二の13中「千五百円」を「千五百四十円」に、「四千七百元」を「四千八百三十円」に改め、同表の二の14中「三千六百元」を「三千七百元」に、「一項目につき千円」を「一項目につき千二十円」に、「六千七百元」を「六千八百九十円」に、「三千五百円」を「三千六百元」に、「七千円」を「七千二百円」に、「一件につき 千五百円」を「一件につき 千五百

四十円」に、「四千元」を「四千百十円」に改め、同表の二の15を削り、同表の二の16中「六千八百円」を「六千九百九十円」に、「四千百円」を「四千二百十円」に改め、同表の二の16を同表の二の15とし、同表の二の17を同表の二の16とし、同表の四中「四千五百円」を「四千六百二十円」に改め、同表の五中「五百円」を「五百十円」に改め、同表の九中「同じ。」の下に「の事業」を加える。

(奈良県産業会館条例の一部改正)

第十七条 奈良県産業会館条例(平成二十二年三月奈良県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表の一の1の表大ホールの部中「一六、〇〇〇円」を「一六、四五〇円」に、「二一、四〇〇円」を「二二、〇一〇円」に、「三七、四〇〇円」を「三八、四六〇円」に、「五八、八〇〇円」を「六〇、四八〇円」に、「六七、三五〇円」を「六九、二七〇円」に、「一三、八五〇円」を「一四、二四〇円」に、「一七、一〇〇円」を「一七、五八〇円」に、「三〇、九五〇円」を「三一、八三〇円」に、「四八、一〇〇円」を「四九、四七〇円」に、「五五、六〇〇円」を「五七、一八〇円」に、「二四、五五〇円」を「二五、二五〇円」に、「三三、一〇〇円」を「三四、〇四〇円」に、「五七、七五〇円」を「五九、四〇〇円」に、「九〇、九〇〇円」を「九三、四九〇円」に、「一〇三、七〇〇円」を「一〇六、六六〇円」に、「二六、七〇〇円」を「二七、四六〇円」に、「七四、九〇〇円」を「七七、〇四〇円」に、「八六、六〇〇円」を「八九、〇七〇円」に、「三二、一〇〇円」を「三三、〇一〇円」に、「三九、五〇〇円」を「四〇、六二〇円」に、「七一、六〇〇円」を「七三、六四〇円」に、「一一一、二五〇円」を「一一四、四二〇円」に、「一二九、四〇〇円」を「一三三、〇九〇円」に、「二五、六五〇円」を「二六、三八〇円」に、「三四、二〇〇円」を「三五、一七〇円」に、「五九、九〇〇円」を「六一、六一〇円」に、「九四、一五〇円」を「九六、八四〇円」に、「一〇七、〇〇〇円」を「一一〇、〇五〇円」に、「四三、八〇〇円」を「四五、〇五〇円」に、「七八、〇五〇円」を「八〇、二八〇円」に、「一一一、九五〇円」を「一二五、四三〇円」に、「一三九、一〇〇円」を「一四三、〇七〇円」に、「二八、八〇〇円」を「二九、六二〇円」に、「六三、〇五〇円」を「六四、八五〇円」に、「九七、三〇〇円」を「一〇〇、〇八〇円」に、「一一六、五五〇円」を「一二九、八八〇円」に改め、同表大ホール控室の部中「二、一〇〇円」を「二、一六〇円」に、「三、二〇〇円」を「三、二九〇円」に、

「四、二五〇円」を「四、三七〇円」に改め、同表展示ホールの部及び屋外展示場の部中「一二、八〇〇円」を「一三、一六〇円」に、「二四、〇五〇円」を「二四、七三〇円」に、「二〇、八五〇円」を「二二、四四〇円」に、「二八、八五〇円」を「二九、六七〇円」に、「四一、七〇〇円」を「四二、八九〇円」に、「一一、一五〇円」を「一一、四六〇円」に、「一六、〇五〇円」を「一六、五〇〇円」に、「三二、一〇〇円」を「三三、〇一〇円」に改め、別表の一の2の表会議室の部中「二、五〇〇円」を「二、五七〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、一四〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に、「五、五〇〇円」を「五、六五〇円」に、「八、〇〇〇円」を「八、二二〇円」に改め、同表中会議室の部中「五、〇〇〇円」を「五、一

四〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「一〇、二八〇円」に、

「六、〇〇〇円」

を「六、一七〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一一、三一〇円」に、「一六、

「六、一七〇円」

〇〇〇円」を「一六、四五〇円」に改め、同表大会議室の部中「一〇、七〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に、「一九、二五〇円」を「一九、八〇〇円」に、「一五、四〇〇円」を「一五、八四〇円」に、「二三、五〇〇円」を「二四、一七〇円」に、「三〇、八〇〇円」を「三一、六八〇円」に改め、同表特別会議室の部中「五、三五〇円」を「五、五〇〇円」に、「八、五五〇円」を「八、七九〇円」に、「六、八五〇円」を「七、〇四〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一一、三一〇円」に、「一四、七〇〇円」を「一五、一二〇円」に改め、別表の一の3の表創業支援室の部中「一二、〇〇〇円」を「一二、三四〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「二四、六八〇円」に、

「三六、〇〇〇円」を「三七、〇二〇円」に、

「八、〇〇〇円」

を「八、二

二〇円」に、「一六、〇〇〇円」を「一六、四五〇円」に、「一六、五〇〇円」

「二〇円」

を「一六、九七〇円」に、「三三、〇〇〇円」を「三三、九四〇円」に、「四九、五

〇〇円」を「五〇、九一〇円」に、「三二、〇〇〇円」を「三二、九一〇円」に、「四八、〇〇〇円」を「四九、三七〇円」に、「二七、五〇〇円」を「二八、二八〇円」に、「五五、〇〇〇円」を「五六、五七〇円」に、「八二、五〇〇円」を「八四、八五〇円」に改め、同表駐車場の部中「六、〇〇〇円」を「六、一七〇円」に改める。
(奈良県労働会館条例の一部改正)

第十八条 奈良県労働会館条例(昭和二十七年十月奈良県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一大会議室の項中「六、七〇〇円」を「六、八八〇円」に、「八、九〇〇円」を「九、一五〇円」に、「一二、二〇〇円」を「一二、五四〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「一〇、二七〇円」に、「一五、五〇〇円」を「一五、九三〇円」に、「二二、二〇〇円」を「二二、八三〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、八〇〇円」に、「四、九〇〇円」を「五、〇四〇円」に、「六、八〇〇円」を「六、九九〇円」に、

「五、五〇〇円」を「五、六五〇円」に、「八、六〇〇円」を「八、八

四〇円」に、「一二、三〇〇円」を「一二、六五〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、一一〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、五五〇円」に、「四、五〇〇円」を「四、六二〇円」に、「六、九〇〇円」を「七、〇九〇円」に、「九、九〇〇円」を「一〇、一八〇円」に改め、同表小会議室1の項中「二、三〇〇円」を「二、三六〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三二〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、四九〇円」に、「五、三〇〇円」を「五、四五〇円」に、「七、六〇〇円」を「七、八一〇円」に改め、同表小会議室2の項中「二、〇〇〇円」を「二、〇五〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、七七〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、八〇〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、一八〇円」に、「四、八〇〇円」を「四、九三〇円」に、「六、八〇〇円」を「六、九九〇円」に改め、同表小会議室3の項中「一、九〇〇円」を「一、九五〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五七〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、六〇〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、八八〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、五二〇円」に、「六、三〇〇円」を「六、四八〇円」に改め、同表円卓会議室の項を削る。
別表第二大会議室の項中「三、九〇〇円」を「四、〇一〇円」に、「五、〇〇〇円

「を「五、一四〇円」に、「七、二〇〇円」を「七、四〇〇円」に、「五、七〇〇円」を「五、八六〇円」に、「九、〇〇〇円」を「九、二五〇円」に、「二二、八〇〇円」を「一三、一六〇円」に改め、同表中会議室の項中「二、〇〇〇円」を「二、〇五〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、六七〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、八〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に、「四、七〇〇円」を「四、八三〇円」に、「六、六〇〇円」を「六、七八〇円」に改め、同表小会議室Aの項中「一、一〇〇円」を「一、一三〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、四四〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一六〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、六四〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、六七〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に改め、

同表小会議室Bの項中

七〇〇円

を

七二〇円

に、「九〇

〇円」を「九二〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、四四〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇二〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、七四〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、三六〇円」に改め、同表に次のように加える。

小会議室C	一、一三〇円	一、四四〇円	二、一六〇円	一、六四〇円	二、六七〇円	三、七〇〇円
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

(奈良県農業総合センター分析手数料条例の一部改正)

第十九条 奈良県農業総合センター分析手数料条例(昭和三十一年十月奈良県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表の一中「千六百元」を「千六百四十円」に改め、同表の二中「三千四百円」を「三千四百九十円」に、「五千四百円」を「五千五百五十円」に改め、同表の二に次のように加える。

3 農薬の成分

一成分につき	三万四千九百七十円
ただし、同一検体で一成分増すごとに五千六百五十円を加算する。	

別表の三を次のように改める。

三 前二号以外の分析手数料

実費

(奈良県畜産技術センター及び奈良県家畜保健衛生所手数料条例の一部改正)

第二十条 奈良県畜産技術センター及び奈良県家畜保健衛生所手数料条例(昭和二十六年八月奈良県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「三千三百円」を「三千三百九十円」に改め、同条第二号中「一万二千二百円」を「一万五千五百二十円」に改め、同条第三号中「二万六千円」を「二万六千七百四十円」に改める。

第五条の表中「一、一〇〇円」を「一、一三〇円」に、「四五〇円」を「四六〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四四〇円」に改める。

第六条及び第七条中「千円」を「千二十円」に改める。

(奈良県森林技術センター手数料条例の一部改正)

第二十一条 奈良県森林技術センター手数料条例(昭和五十年三月奈良県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表の一の1中「二千七百元」を「二千七百七十円」に、「四千二百円」を「四千三百二十円」に、「三千九百元」を「四千十円」に、「三千八百円」を「三千九百元」に改め、同表の一の2中「七千九百元」を「八千二百十円」に、「一万三千四百円」を「一万三千七百八十円」に、「八千九百元」を「九千五百十円」に改め、同表の一の3中「十八万六千円」を「十九万三千三百十円」に、「十三万三千円」を「十三万六千八百円」に、「十万五千円」を「十万八千円」に、「三万七千八百円」を「三万

八千八百八十円」に改め、同表の一の4中「二万四千三百円」を「二万四千九百九十円」に、「八千四百円」を「八千六百四十円」に改め、同表の一の5中「三万九千六百円」を「四万七百三十円」に、「一万三千八百円」を「一万四千九十円」に改め、同表の一の6中「八千円」を「八千三百三十円」に、「九千五百円」を「九千七百七十円」に改め、同表の一の7中「一万四千五百円」を「一万四千九百十円」に、「二万二千元」を「二万二千六百二十円」に、「一万三千二百円」を「一万三千五百七十円」に、「四万二千四百円」を「四万三千六百十円」に改め、同表の一の8中「一万二千四百円」を「一万二千七百五十円」に改め、同表の二の1中「八千円」を「八千三百三十円」に改め、同表の二の2中「一万四千五百円」を「一万四千九百十円」に改め、同表の二の3中「一万円」を「一万三百八十円」に改め、同表の二の4中「七千三百円」を「七千五百円」に改め、同表の二の5及び6中「九千円」を「九千三百六十円」に改め、同表の二の7中「一万円」を「一万三百八十円」に改め、同表の二の8中「八千四百円」を「八千六百四十円」に改め、同表の三中「千八百円」を「千八百五十円」に改める。

(奈良県道路占用料に関する条例の一部改正)

第二十二條 奈良県道路占用料に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第二十一号

)の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

占用物件			占 用 料				
							単 位
第三種電柱	第二種電柱	第一種電柱	所 在 地				
			第二級地	第三級地	第四級地	第五級地	
			一、	九四〇円	六六〇円	七四〇円	六五〇円
				六一〇円	四三〇円	三六〇円	三一〇円
				九四〇円	六六〇円	五五〇円	四八〇円
				六一〇円	四三〇円	三六〇円	三一〇円

法 第 三 十 二 条 第 一 項 第 一 号 に 掲 げ る 工 作 物										
変圧塔その他こ	地下に設ける変 压器	路上に設ける変 压器	地下に設ける電 線その他の線類	類	共架電線その他 上空に設ける線	その他の柱類	第三種電話柱	第二種電話柱	第一種電話柱	
	占用面 積一平 方メー トルに つき一 年	一個に つき一 年	き一年 ルにつ メート 長さ一			年 つき一 一本に				
一、	三三〇円	五四〇円	三元		五円	五五円	二〇〇円 一、	八七〇円	五五〇円	三〇〇円
	二三〇円	三八〇円	二元		四円	三九円	八五〇円	六二〇円	三九〇円	
	一九〇円	三一〇円	二元		三元	三二円	七〇〇円	五一〇円	三二〇円	
	一七〇円	二七〇円	二元		三元	二八円	六二〇円	四五〇円	二八〇円	

外径が〇・一メ	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル未満のもの	その他のもの	広告塔	郵便差出箱及び信書便差出箱	れに類するもの及び公衆電話所	表示面積一平方メートルにつき一年	積一平方メートルにつき一年	一個につき一年
	三三三円	二三三円	一〇〇円、一、	八〇〇円、三、	四六〇円	一〇〇円			
	二三三円	一六円	七七〇円	九〇〇円、一、	三二〇円	七七〇円			
	一九円	一三三円	六四〇円	一〇〇円、一、	二七〇円	六四〇円			
	一七円	一二円	五六〇円	七六〇円	二四〇円	五六〇円			

法第 三十 二条	第一 項第 二號	に掲 げる 物件	第一 項第 二號	に掲 げる 物件	第一 項第 二號	に掲 げる 物件
外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が一メートル	

長さ一
メートル
以上に
つき一
年

四九円	六六円	九八円	一三〇円	二三〇円	三三〇円	六六〇円
三五円	四六円	七〇円	九三円	一六〇円	二三〇円	四六〇円
二九円	三八円	五七円	七六円	一三〇円	一九〇円	三八〇円
二五円	三四円	五〇円	六七円	一二〇円	一七〇円	三四〇円

法第三十 二条	法第三十 二条	法第三十 二条	法第三十 二条				法第三十二 条第一項第 三号及び第 四号に掲げ る施設	ル以上のもの
			地下及び 地下室	階数が二 階以上のもの	階数が三 階以上のもの	上空に設ける 通路		
占用面 積一平 方メートル につき	占用面 積一平 方メートル につき	占用面 積一平 方メートル につき	占用面 積一平 方メートル につき	占用面 積一平 方メートル につき	占用面 積一平 方メートル につき	占用面 積一平 方メートル につき	年 つき	
三八円	一九円	一一円	八円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一、	
				九〇〇円	二〇〇円	一〇〇円	一、	
				九三〇円	五六〇円	七七〇円	一、	
				五三〇円	三二〇円	六四〇円	一、	
				三八〇円	二二〇円	五六〇円	一、	
				Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額		

チ ア ー		件 る 物 掲 げ 号 に 第 一 七 条 幕 （ 第 七 条 令 第 幕 （ 祭 礼 、 縁 日 そ の 他 の 催 し に 際 し 、 一 時 的 に 設 け る も の					「 と 令 以下 九 号 七 十 四 百 令 第		
も の そ の 他 の	の 断 す る も 車 道 を 横	除 く の を も そ の 他 の	事 用 工 掲 げ 号 に 第 四 七 条 令 第 幕 （ 祭 礼 、 縁 日 そ の 他 の 催 し に 際 し 、 一 時 的 に 設 け る も の	掲 げ 号 に 第 四 七 条 令 第 幕 （ 祭 礼 、 縁 日 そ の 他 の 催 し に 際 し 、 一 時 的 に 設 け る も の	「 と 令 以下 九 号 七 十 四 百 令 第	お 旗 ざ	際 し 、 一 時 的 に 設 け る も の		
月 つき 一	一 基 に 月 つき 一	月 つき 一	日 つき 一	日 つき 一	月 つき 一	日	日		
九〇〇円	八〇〇円	三八〇円		三八円	三八〇円				
九三〇円	九〇〇円	一九〇円		一九円	一九〇円				
五三〇円	一〇〇円	一二〇円		一二円	一二〇円				
三八〇円	七六〇円	七六円		八円	七六円				

令第七條第十二号に掲	物 建築 仮設 応急 げる に掲	一号	第十	七条	令第	場 駐 動 び 設 及 る 掲 げ 号 に 第十 七条	令第 七条	号に
	の	もの	路面下に設ける	トンネルの上又は高架の道路の	トンネルの上又は高架の道路の			

年 つき一
トルに
方メー
積一平
占用面

Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	た額	額	〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	額	〇一を乗じて得た額	
			た額	た額	乗じて得た額		〇一一を乗じて得た額	た額	〇一一を乗じて得た額
			た額	た額	乗じて得た額		〇一二を乗じて得た額	た額	〇一二を乗じて得た額
			額	た額	乗じて得た額		〇一四を乗じて得た額	た額	〇一四を乗じて得た額

その他前各項により難 い占用	第七号 に掲げる 施設		トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		ける器具
	その他のもの	の	の	の	
前各項に準じて知事が定める額	Aに○・○二八を乗じて得た額	Aに○・○二を乗じて得た額	た額	Aに○・	額
			た額	Aに○・	
			た額	Aに○・	
			額	Aに○・	

別表の備考7を同表の備考8とし、同表の備考1から同表の備考6までを同表の備考2から同表の備考7までとし、同表の備考2の前に次のように加える。

1 第二級地、第三級地、第四級地及び第五級地に該当する区域は、次の表のとおりとする。

第二級地	奈良市、大和高田市、大和郡山市、橿原市、生駒市、香芝市、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、田原本町、上牧町、王寺町、広陵町及び河合町の区域
第三級地	天理市、桜井市、葛城市、平群町及び三宅町の区域
第四級地	五條市、御所市、高取町、明日香村及び大淀町の区域

第五級地	宇陀市、山添村、曾爾村、御杖村、吉野町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村の区域
------	--

(奈良県へリポート条例の一部改正)

第二十三条 奈良県へリポート条例(平成十年十一月奈良県条例第八号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「一、五〇〇円」を「一、五四〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に、「一時間につき、五〇〇円」を「一時間につき、五一〇円」に改める。

(奈良県流水占用料等に関する条例の一部改正)

第二十四条 奈良県流水占用料等に関する条例(平成十二年三月奈良県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

(別表第一中「一・〇五」を「一・〇八」に、「五、〇〇〇円」を「五、一四〇円」に改める。

別表第二の表を次のように改める。

区 分	工 作 物 に よ る 占 用			単 位	所 在 地	金 額 (年 額)	
	第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱				
	一本	一本	一本	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
	六一〇円	九四〇円	一、三〇〇円				
	四三〇円	六六〇円	九〇〇円				
	三六〇円	五五〇円	七四〇円				
	三一〇円	四八〇円	六五〇円				

通路橋又は通路	仮設建築物	管類 架設 又は 埋設				
		外径が一メートル以上のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル未満のもの
一平方メートル	一平方メートル	一メートル	一メートル	一メートル	一メートル	一メートル
一、〇八〇円	一一〇円	六六〇円	三三〇円	二二〇円	一三〇円	
七六〇円	七七円	四六〇円	二二〇円	一六〇円	九三円	
六三〇円	六四円	三八〇円	一九〇円	一三〇円	七六円	
五五〇円	五六円	三四〇円	一七〇円	一二〇円	六七円	

		占用		よる		外に		物以		工作	
貸船		養魚		ル		ト		方メ		原形のままの占有	
一隻		一平		ル		ト		方メ		一平	
八二〇円		三〇〇円								二、二〇〇円	
五七〇円		二一〇円								一、五四〇円	
四七〇円		一七〇円								一、二八〇円	
四二〇円		一五〇円								一、二二〇円	
										七七円	
										六四円	
										五六円	

別表第二の備考6を同表の備考7とし、同表の備考1から同表の備考5までを同表の備考2から同表の備考6までとし、同表の備考2の前に次のように加える。

1 第二級地、第三級地、第四級地及び第五級地に該当する区域は、次の表のとおりとする。

第二級地	第三級地	第四級地
奈良市、大和高田市、大和郡山市、橿原市、生駒市、香芝市、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、田原本町、上牧町、王寺町、広陵町及び河合町の区域	天理市、桜井市、葛城市、平群町及び三宅町の区域	五條市、御所市、高取町、明日香村及び大淀町の区域

第五級地	宇陀市、山添村、曾爾村、御杖村、吉野町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村の区域
------	--

別表第三中「六二〇円」を「六三〇円」に、「一、二五〇円」を「一、二八〇円」に、「五、六八〇円」を「五、八四〇円」に改める。

(奈良県立都市公園条例の一部改正)

第二十五条 奈良県立都市公園条例(昭和三十五年三月奈良県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

休憩所、売店及び飲食店	一平方メートル一月につき 二七九円を 超えない範囲内において規則で定める額
-------------	--

を

休憩所、売店及び飲食店	一平方メートル一月につき 二七九円を 超えない範囲内において規則で定める額
自動販売機	立地条件等を勘案して知事が定める額

に、「四五〇円

」を「四六〇円」に、

休憩所、売店及び飲食店	一平方メートル一月につき 二、五二〇円を 超えない範囲内において規則で定める額
-------------	--

」を

休憩所、売店及び飲食店	一平方メートル一月につき 二、五九〇円を 超えない範囲内において規則で定める額
自動販売機	立地条件等を勘案して知事が定める額

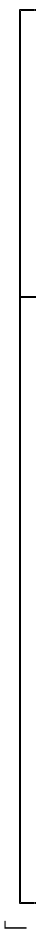
に改め

〇 め

る。

別表第二の表を次のように改める。

種 別	地下電線その他地下に設ける線類	共架電線その他上空に設ける線類	第三種電柱	第二種電柱	第一種電柱	使用料		
						単位		
外径が〇・〇七メートル 未満のもの	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	一本につき一年	一本につき一年	一本につき一年	県営うだ・ア ニマルパーク 以外の都市公 園	二三元
							県営うだ・ア ニマルパーク	一元
							六五〇円	三元
							九四〇円	四八〇円
							六一〇円	三一〇円



地下工
作物

外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上〇・一メートル未満のもの	
長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	つき一年
三三〇円	一三〇円	一三〇円	九八円	六六円	四九円	三三円	
一七〇円	一一〇円	六七円	五〇円	三四円	二五円	一七円	

	外径が一メートル以上のもの		長さ一メートルにつき一年	六六〇円	三四〇円
	標識	一本につき一年	八七〇円	四五〇円	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	一個につき一年	一、一〇〇円	五六〇円		
郵便差出箱及び信書便差出箱	一個につき一年	四六〇円	二四〇円		
その他前各項により難い占用	前各項に準じて知事が定める額				

別表第三中「一、一〇〇円」を「一、一三〇円」に、「一三、一〇〇円」を「一三、四七〇円」に改める。

別表第四の十の1の表中「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、七七〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、四二〇円」に改め、別表第四の十一の1の表中「四、一〇〇円」を「四、二二〇円」に、「五、一〇〇円」を「五、二四〇円」に、「八、一〇〇円」を「八、三三〇円」に改め、別表第四の十一の2の表中「四、三〇〇円」を「四、四二〇円」に、「五、三〇〇円」を「五、四五〇円」に、「八、五〇〇円」を「八、七四〇円」に改める。

(奈良県新公会堂条例の一部改正)

第二十六条 奈良県新公会堂条例（昭和六十三年十月奈良県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表を次のように改める。

駐 車 場	庭 園	控 室	特 別 応 接 室	応 接 室	小 会 議 室 4	小 会 議 室 3	小 会 議 室 2	小 会 議 室 1	会 議 室 4	会 議 室 3	会 議 室 2	会 議 室 1	レセプション ホール		楽 屋		能 楽 ホ ー ル		施 設		
													そ の 他	土 曜 日、 日 曜 日 及 び 休 日	そ の 他	土 曜 日、 日 曜 日 及 び 休 日	そ の 他	土 曜 日、 日 曜 日 及 び 休 日	区 分		
一 回 に つ き 一、〇〇〇円以内において一時間以内につき二〇〇円	四八、〇三〇円	一、二三〇円	四、一一〇円	三、二九〇円	三、二九〇円	六、七八〇円	三、二九〇円	五、五五〇円	一一、〇三〇円	二五、八一〇円	九、六六〇円	二〇、七七〇円	六二、七四〇円	七六、一一〇円	四、五二〇円	五、八六〇円	三四、九七〇円	四二、一七〇円	午前九時から正午まで	午前	使 用 料
	六四、〇八〇円	一、七四〇円	五、五五〇円	四、四二〇円	四、四二〇円	九、〇五〇円	四、四二〇円	七、三〇〇円	一六、一四〇円	三四、四五〇円	一一、七五〇円	二七、四六〇円	八四、三四〇円	一〇一、八二〇円	六、五八〇円	七、六一〇円	六六、八五〇円	八〇、二二〇円	午後一時から午後五時まで	午後	
	一一二、一一〇円	二、九八〇円	九、六六〇円	七、七一〇円	七、七一〇円	一五、八四〇円	七、七一〇円	一一、八五〇円	二八、一八〇円	六〇、二七〇円	二二、四二〇円	四八、二四〇円	一四七、〇八〇円	一七七、九四〇円	一一、一〇〇円	一三、四七〇円	一〇一、八二〇円	一一二、四〇〇円	午前九時から午後五時まで	午前・午後	
	五五、五四〇円	一、五四〇円	四、八三〇円	三、九〇〇円	三、九〇〇円	七、九二〇円	三、九〇〇円	六、四八〇円	一四、〇九〇円	三〇、一三〇円	一一、二一〇円	二四、〇六〇円	七四、〇五〇円	八八、四五〇円	六、五八〇円	七、六一〇円	六三、七七〇円	七七、一四〇円	午後六時から九時三十分まで	夜間	
	一一九、六二〇円	三、二九〇円	一〇、三八〇円	八、三三〇円	八、三三〇円	一六、九七〇円	八、三三〇円	一一、七八〇円	三〇、二四〇円	六四、五九〇円	二二、九六〇円	五一、五三〇円	一五八、四〇〇円	一九〇、二八〇円	一一三、一六〇円	一五、二二〇円	一三〇、六二〇円	一五七、三七〇円	午後一時から午後九時三十分まで	午後・夜間	
	一六七、六五〇円	四、五二〇円	一四、五〇〇円	一一、六二〇円	一一、六二〇円	二三、七六〇円	一一、六二〇円	一九、三三〇円	四二、二七〇円	九〇、四一〇円	三三、六三〇円	七二、三〇〇円	二二一、一四〇円	二六六、四〇〇円	一七、六九〇円	二一、〇八〇円	一六五、六〇〇円	一九九、五四〇円	午前九時から午後九時三十分まで	全日	
	専用して使用する場合に限る。													1 入場料その他これに類する料金を徴収して使用する場合は、上記金額の一・五倍に相当する額とする。 2 準備、練習等のため使用する場合は、上記金額の百分の七十に相当する額とする。				1 入場料その他これに類する料金を徴収して使用する場合は、上記金額の二倍に相当する額とする。 2 準備、練習等のため使用する場合は、上記金額の百分の七十に相当する額とする。		備 考	

(奈良県警察手数料条例の一部改正)

第二十七条 奈良県警察手数料条例(平成十二年三月奈良県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第九条の表五の項中「一万九千円」を「二万円」に改める。

第十条第一項第二号中「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改め、同条第二項の表一の項中「第九十七条の二第一項第三号」の下に「又は第五号」を加え、同表二の項中「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二十七条中奈良県警察手数料条例第十条の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした知事に対する申請等に係る手数料の額については、この条例による改正後の奈良県手数料条例別表第一及び別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条の四第七項の規定により使用の許可(奈良県行政財産使用料条例別表の一に係るものに限る。)を受けている者の当該使用に係る使用料については、当該許可に特別の定めのある場合を除き、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現にこの条例の規定による改正前の奈良県文化会館条例、奈良県立万葉文化館条例、奈良県立図書情報館条例、橿原公苑使用条例、奈良県中小企業会館条例、奈良県産業会館条例、奈良県労働会館条例又は奈良県新公会堂条例の規定により使用の承認を受けている者の当該使用に係る使用料については、なお従前の例による。

5 平成二十六年三月三十一日に県立高等学校に在学している者に係る授業料の徴収については、なお従前の例による。

6 この条例の施行の際現にこの条例の規定による改正前の奈良県保健所使用料、手数料及び治療料条例、奈良県保健研究センター及び奈良県景観・環境総合センター手数料条例、奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例、奈良県精神保健福祉センター条例、奈良県薬事研究センター条例、奈良県産業振興総合センター手数料

料条例、奈良県農業総合センター分析手数料条例、奈良県畜産技術センター及び奈良県家畜保健衛生所手数料条例又は奈良県森林技術センター手数料条例に規定する試験、検査、分析、証明書の交付等の申請、申込み等をしている者の当該試験、検査、分析、証明書の交付等については、なお従前の例による。